

部内限
1年未満保存



基監発第0715001号  
基安労発第0715001号  
基安化発第0715001号  
基労管発第0715001号  
基労補発第0715001号  
平成17年7月15日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
安全衛生部労働衛生課長  
化学物質対策課長  
労災補償部労災管理課長  
補償課長

石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応の具体的な進め方について

標記については、平成17年7月15日付け基発第0715001号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」(以下「通達」という。)により指示されたところであるが、その実施においては、下記に留意の上、対応に遺憾なきを期されたい。

記

1 通達記]の「現に石綿含有製品を製造又は取り扱っていない事業場であって石綿による健康障害が発生した事業場への立ち入り調査等」について

(1) 対象事業場

ア 事業場への個別指導等による立ち入り調査等の調査の対象については

[Redacted]

[Redacted]を対象とし、当該事業場において退職者の健康管理状況を確認させた上で、立ち入り調査を行うこと。

なお、

[Redacted]を確認すること。

イ 当該調査は、原則として立ち入り調査により [Redacted] 確認すること。なお、事業場が廃止されている場合で、 [Redacted] が本社

等に存在するのであれば、当該本社等を所轄する都道府県労働局と連携の上、立ち入り調査等を行うこと。

なお、現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場でかつ石綿による健康障害が発生している事業場については、通達記2による監督指導等の際に併せて調査を行うこと。

ウ 調査については、別添1から別添3の様式により行い、調査した内容のうち、住所、電話番号以外の項目については、当該事業場に対して公表の可否を確認し、公表できない項目がある場合は、その項目名及びその理由を確認すること。

## (2) 報告

別添1から別添3の写しについては、原則、平成17年7月末日までに、本省化学物質対策課に報告すること。

なお、やむを得ず当該期日までに立ち入り調査等を実施することが困難な場合にあっては、実施次第、速やかに報告すること。

## 2 通達記2の「現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場への指導」について

### (1) 対象事業場

を対象とすること。

対象としないものとする。

### (2) 監督指導等の実施に際しての留意事項

ア 対象事業場に対する監督指導等については、必要に応じ年間監督指導計画等の変更を行い、原則、平成17年7月末日までに実施すること。やむを得ず、期日までに実施できなかった場合は、できる限り早期に実施すること。

イ 監督指導等の実施時に別添4の監督指導・個別指導付表を作成すること。

ウ 監督指導等の結果、石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)等に基づく措置状況に問題が認められた場合には、所要の措置を講じること。

エ

確認すること。

オ 監督指導等の際には、職員に配備した保護具を適切に着用させ、石綿等のばく露防止の徹底を図ること。なお、保護具の選定及び使用に当たっては、既に送付した「建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防(特別教育用テキスト)」を活用の上、適切な保護具の選定及び使用を行うこと。

カ 別添4の付表中、事業場名、業種、労働者数、石綿等取扱作業従事者数、過去に石綿等取扱作業に従事した者の数、石綿含有製品の製造等の事業開始時期、製造、取扱品目、石綿の種類及び作業開始時期の調査結果については、当該事業場に対して公表の可否を確認し、公表できない項目がある場合は、その項目名及びその理由を確認すること。

### (3) 報告

監督指導・個別指導付表の写しについては、原則、平成17年7月末日までに本省化学物質対策課あて送付すること。

なお、やむを得ず当該期日までに監督指導又は個別指導を実施することが困難な場合にあつ

ては、実施次第、速やかに報告すること。

3 通達記3の「石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実」について

(1) 通達記の3に基づく要請については、石綿の製造等の作業に従事していた退職者であって、健康管理手帳が交付されている者以外についても石綿健康診断を実施するよう、監督指導等及び立ち入り調査等の際に別紙1の様式により事業場の責任者に対して要請を行うこと。

(2) 各局において、

を把握し、当該事業場に対し、過去に石綿取扱い作業等に従事していた退職者(健康管理手帳が交付されていない者に限る。)に対する石綿健康診断の実施要請を別紙1の様式により行うこと。

4 通達記4の「健康管理手帳制度及び労災補償制度の周知徹底」について

周知に当たっては、別紙2及び別途送付するリーフレットを活用することとし、特に前記1及び2の監督指導等及び立ち入り調査等の際には、健康管理手帳制度及び石綿による疾病の認定基準をはじめ労災補償制度についての説明を行い、関係労働者(過去に石綿含有製品の製造等の作業に従事させたことがある労働者を含む。)に対して同制度を周知するよう指導を行うこと。

5 通達記5の「労働者、事業者等から相談への的確な対応」について

(1) 各局署における相談への対応状況の把握に資するため、当面、①相談件数、②相談者の属性(事業者、労働者、その他)、③相談内容の分類(健康管理関係、ばく露防止関係、労災関係、その他)、④相談の概要について記録すること。

(2) 関係機関への相談対応に係る周知においては、報道発表資料を参考にすること。

(別紙1)

番 号  
平成17年7月〇〇日

〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

〇〇〇労働基準監督署長

退職者に対する石綿に係る健康診断の実施等について

石綿含有製品等を製造し又は取扱う作業に従事していた方々に、肺がん、中皮種等の健康障害が多発しており、石綿による健康問題が大きな社会的関心を集めているところですが、これまでの我が国での石綿の使用状況等から、石綿による健康被害が増加することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、石綿による新たな健康障害を防止するため、本年7月1日から施行された石綿障害予防規則に基づく対策の徹底を関係事業場に求めるとともに、過去に石綿を取扱う作業等に従事していた方々の健康障害の予防を図るため、すでに退職されている方々にも石綿に係る健康診断の受診を呼びかけています。

貴職におかれましても、このような状況をご理解いただき、貴事業場において過去に石綿を取扱う作業等に従事し、退職された方々に対して、石綿障害予防規則に基づく健康診断を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

また、併せて、別添のパンフレットをご活用いただき、その方々に対して健康管理手帳制度及び労災補償制度について周知いただきますよう、お願いいたします。

# 「石綿に関する健康管理手帳」

## の交付について

### ○ 健康管理手帳とは

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

### ○ 対象となる業務とは（石綿業務の場合）

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

### ○ 健康管理手帳の交付要件とは（石綿業務の場合）

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

この他、石綿取扱い等の業務に従事し、じん肺管理区分2又は3の決定を受けている場合には、粉じん作業に関する健康管理手帳が交付されます。（石綿取扱業務以外の健康管理手帳の交付対象業務等は、裏面を見てください。）

## 労働安全衛生法に基づく健康管理手帳について

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務のうち、次の表の左欄の業務に従事して、表の右欄の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に2回（じん肺の健康管理手帳については年に1回）無料で受けることができます。

業 務	要 件
1 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 2 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 1 2 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること（注1）。
3 粉じん作業（じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務（注2）	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5 三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11 石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

注1）ベンジン、ベーターナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれば3月以上となる方は交付要件を満たします。

注2）粉じん作業には、石綿を取り扱う作業も含まれているため、石綿を取り扱う作業に従事した方については、交付要件を満たす場合、「11」だけでなく「3」の健康管理手帳の交付を受けることができます。



作業環境測定の実施状況、その結果

- ・法定作業環境測定の実施（ 適 ・ 否 ）
- ・実施結果が管理区分3であった作業環境測定実施年月

年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月

公表の可否及びその理由（可否のいずれかに○を付すこと。）

- 事業場名（ 可 ・ 否（理由））
- 石綿製品の製造又は取扱いを行った期間  
（ 可 ・ 否（理由））
- 石綿吹きつけ作業の有無（建設業のみ）  
（ 可 ・ 否（理由））
- 石綿関係作業従事労働者の累計、退職者  
（ 可 ・ 否（理由））
- 石綿に係る特殊健康診断の実施状況及びその結果  
（ 可 ・ 否（理由））
- 石綿ばく露防止対策の実施状況  
（ 可 ・ 否（理由））
- 作業環境測定の実施状況・その結果  
（ 可 ・ 否（理由））
- 別添2記載事項（石綿使用状況）  
（ 可 ・ 否（理由））
- 別添3記載事項（石綿関係作業従事者（退職者を含む）の健康障害発生状況）  
（ 可 ・ 否（理由））

その他、特記事項

(調査結果報告書記入要領)

1 把握できない項目については、空欄のままとすること。

2 当該調査について、

把握できる範囲内で記入すること。

3 石綿の年別使用量については、別添3の様式に必要事項を記載すること。なお、生産国及び等級（石綿繊維の長さ）については、主に使っていたものについて、把握できる範囲内で記載すること。

4 石綿関係作業従事経験者（退職者を含む）の健康障害発生状況については、別添4に必要事項を記載すること。

別添2

石綿使用状況調査(原料として石綿を使用している事業場)

事業場名( )

年	石綿使用状況(白石綿・青石綿・茶石綿・その他の石綿)	
	石綿名	年間使用量
【記入例】 1990年	白石綿 青石綿	500トン 100トン
年		
年		
年		
年		
年		
年		
年		
年		
年		

主な生産国( )、主な等級( )

別添3

石綿関係作業従事経験者(退職者を含む)の健康障害発生状況

事業場名( )

氏 名	年 齢 (死亡した者は 死亡時の年齢)	性 別	生 年 月 日	発 生 年 月 日	障害の種類【疾患名】	健康管理手帳	労 災 認 定
	歳	男 女	M T S 年 月 日	S H 年 月 日	1. 中皮腫 2. 肺がん 3. 石綿肺 4. 3以外のじん肺 5. その他 ( )	有 無	有 無
	歳	男 女	M T S 年 月 日	S H 年 月 日	1. 中皮腫 2. 肺がん 3. 石綿肺 4. 3以外のじん肺 5. その他 ( )	有 無	有 無
	歳	男 女	M T S 年 月 日	S H 年 月 日	1. 中皮腫 2. 肺がん 3. 石綿肺 4. 3以外のじん肺 5. その他 ( )	有 無	有 無

実施年月日 平成17年 月 日 労働基準監督署

【事業場の概要】

事業場名：  
 (構内下請事業場等の場合は親事業場名)：  
 業 種： (日本工業標準分類によること)  
 労働者数： \_\_\_\_\_ 名

石綿含有製品の製造等の事業開始時期 (昭和・平成) 年 月

製造、取扱い品目 (主要な品目ごと)	石綿の種類	
○ジョイントシート (ガスケット)、シール材、 耐熱・電気絶縁版、石綿布、 その他 ( )	クリソタイル (白石綿) その他 ( )	昭和・平成 年 月
○ジョイントシート (ガスケット)、シール材、 耐熱・電気絶縁版、石綿布、 その他 ( )	クリソタイル (白石綿) その他 ( )	昭和・平成 年 月
○ジョイントシート (ガスケット)、シール材、 耐熱・電気絶縁版、石綿布、 その他 ( )	クリソタイル (白石綿) その他 ( )	昭和・平成 年 月

【措置状況】

( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )

作業主任者  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )  
 ( 適 ・ 否 )



[Redacted]	( 適 ・ 否 )
	( 適 ・ 否 )
	( 適 ・ 否 )
	( 適 ・ 否 )
	( 適 ・ 否 )
	( 適 ・ 否 )
[Redacted]	(有：__社 従事者__名 ・ 無)
[Redacted]	(有：__社 ・ 無)

[その他]

是正勧告書交付の有無 ( 有 ・ 無 )	指導票交付の有無 ( 有 ・ 無 )
公表の可否及びその理由 (可否のいずれかに○を付すこと。)	
○事業場名 ( 可 ・ 否 (理由	))
○業種 ( 可 ・ 否 (理由	))
○労働者数 ( 可 ・ 否 (理由	))
○石綿等取扱作業従事者数 ( 可 ・ 否 (理由	))
○過去に石綿等取扱作業に従事した者の数 ( 可 ・ 否 (理由	))
○石綿含有製品の製造等の事業開始時期 ( 可 ・ 否 (理由	))
○製造・取扱品目、石綿の種類、作業開始時期 ( 可 ・ 否 (理由	))
その他、特記すべき事項	